

北海学園大学

法学部報

〔巻頭特集〕

どう変わるの？法律大改正を考える 1

〔研究室訪問1〕

「伴米入亜」のススメ

—— 1970年代の日本外交を顧みて 若月秀和 3

〔研究室訪問2〕

隣国から日本法を再考する 中川敏宏 4

〔教室の窓から〕

2年次学科選択制 1期生の今 5

もっと知りたい

「法律学科と政治学科 就職状況クローズアップ」

「ゼミナール担当教員による就職個人面談」 6

〔法科大学院報告〕

入試状況と近況報告 6

2006.8.20 No.15

Faculty of Law



どう変わるの？法律大改正を考える

近年、法律改正が盛んに行われています。法律は、私たちの生活に密接に関わるもので、改正内容を適時に把握しておくことはとても重要です。今回は、商法、刑法および民法をとりあげ、おもな改正点と講義とのかかわり等についてご紹介します。(構成:鈴木)

商法改正 一會社法の現代化・現代語化

中元啓司(法学部教授:担当は商法)



おもな改正点

昨年6月に「会社法」と「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、会社法制の現代化（および現代語化）を図る新しい「会社法」等が本年5月に施行された。新「会社法」は、規制緩和と定款自治を理念とし、会社に関する法規制全般を改正した。改正・新設点は、①株式会社と有限会社との統合、最低資本制度の見直し（資本金1円の会社が設立できる）、合同会社の新設、事後設立等の規制緩和、②組織再編行為に係る規定の見直し（合併等対価の柔軟化、簡易組織再編行為に係る要件の緩和、略式組織再編の新設等）、③株式・新株予約権・社債制度の改善（株式譲渡制限に係る定款自治の拡大、会社に対する金銭債権の現物出資に係る調査の省略等）、④株主への利益還元方法（利益配当等）の見直し（回数制限の撤廃、取締役会限りでの利益配当等の決定の許容等）、⑤取締役の責任に関する規定の見直し（委員会設置会社とそれ以外の会社の取締役の責任規定の調整、会社に対する責任は原則過失責任とする）、⑥株主代表訴訟制度の合理化、⑦大会社における内部統制システム構築の基本方針決定の義務化、⑧会計参与制度の創設、⑨会計監査人の任意設置範囲の拡大、⑩特別清算制度の見直し等である。

構成の見直しと現代語化

会社法をこれから勉強する学生にとって理解しやすい論理的な法典となった。表記はカタカナ・文語体からひらかな・口語体に改められ、体系も根本的に組み替えられた。立法担当官の解説によれば、従来の制度を抜本的に見直し、伝統的・学術的な意義よりも、なぜそうなっていなければいけないのか、本当に制限を課さなければな

らないのはどのような場合か、という観点から整理し直したのである。第1編総則に続き、第2編株式会社（が先に）、第3編持分会社（が後にと順序が逆転）、この双方に適用される第4編社債、第5編組織変更等、第6編外国会社、第7編雜則（同第2章に会社訴訟の規定がまとめられた）と続く。第2編第4章機関は、非公開会社を原則とし、上場会社等は例外とされた（旧商法では、株式会社は所有と経営が分離した上場会社等が原則で、発行済み株式の全部につき譲渡制限した会社は例外であった）。有限会社が株式会社に吸収されたことによるのである。同第4章は、最初に従来の有限会社に相当する規制を定め、順次、取締役会設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、委員会設置会社等について特例を定めている（旧商法は枝条文が多く、増改築を重ねかつ曲がりくねった廊下で迷路と化していると揶揄されていた）。初めて新会社法を勉強する者にとっては理解しやすいであろう。

改正の及ぼす波紋

ところが、旧商法に慣れ親しんだ学者や各種試験の受験生にとって、馴染み（愛し）の規定はどこへ行ったのやらと戸惑うこともある。とりわけ施行時期が4月1日ではないことも混乱を生じさせている。前期の講義の途中での法律施行。各種試験ではどの法律が対象となるのか？それに加え、用語の変更（「会計帳簿」と「会計ノ（の）帳簿」、「営業」と「事業」、「譲渡の承認」と「譲渡による株式の取得についての承認」等）や耳慣れない用語（公開会社）、省令委任（相に実質的な事項で法務省令に委任されているものが少なくないこと）に疑問を感じたり、また会社法2条（用語の定義）以外の比較的単純な用語の定義規定を探すのも意外と厄介である（同法454条1項1号の「株式等」の定義を探してみて下さい）。また規定の削除（たとえば旧商法192条と株式発行に関する引受担保責任との関係）により実質改正か否かが疑わしい例、

および改正要綱なく実質改正と考えられる諸点、法務省令の中の何を決議すべきかわからない項目（企業グループ全体での内部統制に関する項目、効率性に関する項目等）も頭を悩ますことになる。

今後の課題として考えること

日本の、とりわけ北海道の中小企業の現状では、事業をやめる人が事業を始める人よりも多いので、創業・起業の促進が求められている。（株主総会と取締役のみ）株式会社で、外部からの信用も得ながらスタートしたいと考える人も多い（類似商号規制も廃止された）。そこで、会社の成長に応じてどのような機関設計をすべきかを考え、会計参与、取締役会、監査役（会）等を発展的に取り入れることができる。会計参与の力を借り、正確な計算書を作成する実務が浸透することが期待される。さらに社会経済情勢が変われば新たな課題も生じるので、今後も会社法等の不断の見直し（株主代表訴訟に関する会社法847条の「株式会社に対し」と企業結合法制との関係の検討等）が必要である。

民法改正と講義の変容

小林資郎(法学部教授:担当は民法)



おもな改正点

平成16年に民法典が現代語化されたことは、形式的には全面的改正といえるが、その内容は、保証契約の書面化、貸金等根保証契約規定の新設など、若干の改正にとどまった。ただ難しい用語は平易なものに改められ（囲繞地は、他の土地に囲まれて公道に通じない土地、毀損は損傷、抛棄は放棄とされた等）、表現も理解しやすくなった。民法は身近な法律

刑法改正とその問題点

吉田敏雄(法学部教授・担当は刑法)



おもな改正点

今回はもっとも問題をはらんでいる「刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律156号、平成16年12月成立）について触れる。これは法定刑の大

幅な引き上げを目指したものである。先ず、有期刑の法定刑（単独、12条、13条）が1月以上15年以下から1月以上20年以下へ、有期刑の法定刑（併合罪・再犯加重、14条2項）が、20年以下から30年以下へと引き上げられた。次に強制わいせつ罪（176条）・準強制わいせつ罪（178条1項）の法定刑が、6月以上7年以下から6月以上10年以下へ、強姦罪（177条）・準強姦罪（178条2項）の法定刑が2年以上の有期懲役から3年以上の有期懲役へ、強姦致死傷（181条2項）の法定刑が無期又は3年以上の懲役から無期又は5年以上の懲役へ引き上げられた。新設された集団強姦罪（178条の2）の法定刑は4年以上の有期懲役、同じく新設され

た集団強姦致死傷罪（181条3項）の法定刑は無期又は6年以上の懲役である。さらに殺人罪（199条）の法定刑が、死刑、無期又は3年以上の懲役から、死刑、無期又は5年以上の懲役へ、組織的殺人罪（組織的犯罪処罰法3条1項3号）の法定刑が、死刑、無期又は5年以上の懲役から死刑、無期又は6年以上の懲役へ引き上げられた。最後に傷害罪（204条）の法定刑が、10年以下の懲役、30万円以下の罰金から15年以下の懲役、50万円以下の罰金へ、傷害致死罪（205条）の法定刑が、2年以上の有期懲役から3年以上の有期懲役へ、危険運転致傷罪（208条の2）の法定刑が、10年以下の懲役から15年以下の懲役へ、加重傷害罪・常習的傷害罪（暴力行為等処罰法1条の2・1条の3）の法定刑が、1年以上10年以下の懲役から1年以上15年以下の懲役へと引き上げられた。

刑訴法関係では、死刑に当たる犯罪の公訴時効期間が15年から25年へ引き伸ばされた。

改正の問題点

本改正には根本的批判があり、これに耐えうる立法なのかははなはだ疑問である。第一に、（重大）犯罪増加の事実の証明がなく、又、犯罪原因の科学的分析が欠けている。第二に、重罰化による威嚇を期待し犯罪防止を図ることの有効性は、犯罪学では一般

に否定されている。第三に、現在既に刑務所は過剰拘禁状態にあり、重罰化によりそれがいっそう深刻になり、被収容者の社会復帰処遇を悪化させる。第四に、現実及び潜在的被害者の「処罰感情」を根拠とする重罰化は、近代刑法が否定した「感情」刑法の再来を意味する。第五に、有期刑と無期刑の質的差異を前提として有期刑の上限を引き上げることは、無期刑の終身刑化につながる。第六に、法定刑の下限を引き上げるには法益の重要性が規準となるが、その際に必要な犯罪相互の法定刑の比較検討が不十分である。公訴時効に関しては、犯罪必罰の考えに伴う負の面の検討が十分ではない。

本改正案は、「法制審議会刑法法（凶悪・重大犯罪関係）部会」において、わずかに5回の審理（平成16年4月19日—同年7月30日）がなされたにすぎず、しかも18名の委員のうち大学教授が10名含まれていたにもかかわらず、その誰もが改正案に反対しなかったことも特筆に値する。ここに、自由主義・社会連帯精神に基づく刑法学の衰退を垣間見ることができるといえば過言であろうか。いずれにせよ本改正は、刑法の基本を考える好個の教材ともなろう。（刑法の基本思想につき、参照、拙著『法的和平の恢復』2005年・成文堂）

であるにもかかわらず、学生諸君はとつつきにくいと考える傾向が見られたが、この改正により、なじみやすくなつた筈であり、今後は、民法が好きな科目、ひいては得意科目になることを大いに期待している。

個別的な改正をみると、まず成年後見制度の導入がある。従来は、十分な法的判断能力を備えない者を3類型に分けて「行為無能力者」とし、財産取引上、不利益を受けることの無いよう配慮していた。しかし平成11年、これらの者は未成年・後見・補佐・補助の4類型に細分化され「制限能力者」と改められた。この改正は、高齢化社会を迎える、広く判断能力の劣る者に関し、従来の本人保護のみを念頭においた考え方から、本人の自己決定権の尊重という理念へとその主軸を移したと見ることができる。この改正と同時に、任意後見契約制度も導入された。

関連法の動向

次に、平成15年の担保法改正がある。従来、短期賃貸借の保護を定めた民法395条、第三取得者のイニシアティブで抵当権を消滅させる濫除の制度は、抵当権者にとり大きな負担であった。特に前者は、抵当権設定者が抵当権の実行を妨げる目的でこの制度を濫用していたため、短期賃貸借といえども抵当権者に対抗できないものとし、但し一定要件を満たした建物の賃借人に限り、競落時から6ヶ月以内の明渡猶予期間が与えられることとされた。また濫除の制度は、本来は抵当不動産の第三取得者にできるだけ負担のない所有権を取得させる趣旨であったが、濫除権が行使されると一般的には時価額を下回る額で弁済期前の弁済を余儀なくされ、かといって濫除の申出を拒否すると増価競売手続に移行し、保証金の提供を要求されるなど、抵当権者の負担は極めて大きかった。本改正により増価競売制

度は廃止され、抵当権消滅要求を受けた抵当権者は通常の競売手続に進めばよく、買受義務を負わないことになった。

平成10年に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が制定され、企業がその有する債権を担保目的で譲渡することを容易にすべく、登記による新たな対抗要件の制度が創設された。平成17年には、不動産賃貸業者の所有する建物に将来入居する賃借人に対する賃料債権のような、債務者の特定していない将来債権の譲渡も登記できるよう改正され、動産譲渡担保も登記により公示できるようになった。この制度を利用できるのは法人に限られるが、これにより企業の資金調達が円滑に行われることが期待される。これらの金融取引・担保法分野における法改正は、バブル経済の崩壊と無縁ではない。

「伴米入亜」のススメ —1970年代の日本外交を顧みて

私は本学法學部で国際政治学の講義を担当しているが、大学院生時代以来、1970年代の日本外交について研究してきた。そこで、このテーマをめぐる私なりの考察を、以下で簡潔に述べたい。

「対米協調か対米自主か」—古くて新しい論争

第二次大戦後、日本は、米国の政治・軍事・経済的庇護の下で、復興さらには経済成長に邁進してきた。対米関係を外交の基軸に据える歴代自民党政権に対し、野党やマスコミなどは「対米追随外交」との批判を繰り返し、憲法9条に基づく平和主義の堅持と外交上の主体性の確保を主張してきた。現在でも、小泉純一郎首相が米国のイラク攻撃支持の立場から、同地に自衛隊を派遣する一方、靖国神社参拝を通じて、中国や韓国との摩擦を増幅させていることにより、日本政府の外交が対米協調主義に偏重し、アジア諸国との関係を悪化させているとの批判が生じている。

このように見ていくと、戦後60年間、日本外交をめぐって、「対米協調か対米自主か」、あるいは「米国かアジアか」といったいさきか二者択一的な論争が繰り返されてきたことが分かる。しかしながら、冷静に考えてみると、日米安保条約が日本の安全、ひいてはアジア太平洋地域の現状維持に貢献している現実は否定できない。その一方で、日本がアジアの一隅に位置するとともに、中国や韓国、ASEANをはじめとするアジア諸国との相互依存関係によって生存しているのも厳然たる事実である。それゆえに、日本にとっては、「米国を捨ててアジアへ」という選択肢はありえないし、また反対に、「対米一辺倒」という選択肢も不可能である。残された選択肢は、福沢諭吉の有名な「脱亜入欧」をもじって、「伴米入亜」ということになろうか。

アジアで存在感を示した1970年代の日本

対米協調に偏重しがちな戦後日本外交の歴史の中にあって、1970年代という時代は異彩を放っている。当時、米ソの二極体制を前提とした冷戦対立構造は、その形を大きく変容させていく過程にあった。この間、日本は変転する国際情勢の中で、安保条約を軸とする米国との協調関係を堅持しつつ、

当時反目し合っていた中国・ソ連両国との関係改善に努めた。また、米国主導の冷戦対立構造が崩れた東南アジアについては、基本的に自由主義陣営に属する ASEAN（東南アジア諸国連合）と社会主義化したベトナム双方にアプローチを行い、この地域の安定を図った。このような日本の対アジア外交の基本方針として、福田赳氏首相が1977年に表明したのが「福田ドクトリン」であり、その後も長く人々に言及されるものとなった。1970年代のアジアの国際政治において、日本は、「対米協調」と「対米自主」の両要素を併せ持った外交を展開することにより、経済大国としてそれなりの存在感を示していたのである。

これからの対アジア外交

これに対して、現在、日本と近隣諸国との摩擦もさることながら、台頭する中国が、朝鮮半島問題を話し合う6カ国協議や、FTA（自由貿易協定）をテコにした地域共同体の形成に向けた動きを通じて、その存在感を増してきており、日本外交の影がアジアで薄くなりつつある。こうした現状を見るにつけ、内外の客観的状況は大きく異なるとはい、1970年代の外交から学ぶところがあるのでないかと考えるのである。

それでは、現在の対アジア外交の望ましいあり方を具体的に示すとしたらいかなるものになるのかと質問された場合、私自身はどのように答えるだろうか。一応、以下のように短く答えるであろう。

「日米同盟関係を重視して、地域の力のバランスを維持するのを前提に、中国・韓国との不毛な歴史認識論争に終止符を打ち、朝鮮半島をめぐる6カ国協議の場で中韓両国との協調できる余地を可能な限り広げるとともに、日本・韓国・米国が足並みを揃えて北朝鮮との国交正常化交渉に慎重に取り組んでいく構図を作っていく。以上の行動を日本がとることによって、北朝鮮からより多くの譲歩を引き出せるし、このようにアジアで建設的な役割を果たしていくことで、日米関係は一層強固なものになる」。

この答えは上記の「伴米入亜」を具体的な形に示したものであるが、何とも「ヌエ」的な見解と思われる方にはご容赦頂きたい。
(法學部講師：担当は国際政治学)



若月秀和

隣国から 日本法を再考する

Faculty of Law

ひとつの合意をどのようにみるのか

民法担当として本学に赴任し早4度目の初夏を迎えるとしているが、この機会に自らの研究について見つめ直してみたい。これまで私が取り組んできたテーマは、契約の一部無効という問題である。これは、当事者間の合意の一部に瑕疵や不当性がみられる場合において、その部分の効力が否定されることは当然として、かかる部分的な無効が合意全体に波及するのか、という問題である。この問題は、以下のような近時の裁判例の傾向や取引実態に鑑み、その解決が迫られる問題である。第一に、かつては契約自由の原則を重視して、契約内容に対する裁判所の介入は例外的なものと理解されてきたが、近時になって、取引秩序の適正化の要請から、裁判所が契約内容に積極的に介入していく傾向にある。また、民法上のルールの限界から、2000年には消費者契約法が制定され、契約内容規制を広く認めるに至っている。そのような内容規制を肯定的に捉えた場合、その効果として、契約の全部否定を認めるべきかという問題や、よりミクロな問題として、契約に含まれている個々の条項の全部否定を認めるべきかという問題が生じることになる。第二に、新たな取引形態が種々出現し、その構造も複雑さを増している。そのような取引形態において、何を「1つ」の契約として捉えるべきなのかというマクロな問題が生じる。契約の単位・個数を定める標準を持たないと、その一部ないし全部という問題自体なりたたなくなってしまうからである。以上のように、ひとつの合意を分節してみる微視的な視点と、いくつかの合意を一体化してみる巨視的な視点とをもって分析すべき問題であるといえる。

日韓法比較の意義

以上のような基礎研究の一方で、韓国の法状況についても関心をもち研究を行っている。当初は共同研究などの下請としてやらされてきた韓国法の研究が、最近では、わが国の法律学にとって重要な意義があるのではないかと感じるようになった。しばしば言われるように、法律学の研究には、歴史的な視点と国際的な視点とが必要である。わが民法がフランス法・ドイツ法の継承の産物であることから、民法学の比較対象としても、ドイツあるいはフランスに目が向

けられてきた。そのような傾向は今後も続けられていくべきであるし、その動向を研究する意義は今日でもなお大きい。他方で、比較法の産物である日本民法（学）が、その後、他国にどのような影響を与えたのかという、いわば「その後の」系譜研究は、わが国において十分ではない。周知のとおり、1910年に日本は韓国を併合し強制的に統治してきたのであるが、その際、日本の法律を韓国にも強制的に適用した（朝鮮民事令、朝鮮刑事令）。その後、30年以上にわたって、韓国では日本式の法律制度・裁判制度の下で近代化が進められていく。解放後においても、朝鮮戦争勃発による法典編纂作業の中断もあって、ただちに日本法からの呪縛から解放されたわけではなく、たとえば独自の新民法典ができたのは解放後15年近く経つからである。しかも、独自の法典とはいえ、そのベースには日本法学があり、その後も今まで日本法学の影響は計り知れない。そのような韓国において、最近、民法典の全面的な改正が行われている。われわれの目からすると、日本法をベースに形成された法典がどのような方向に進んでいくのかは、非常に興味深い。輸出された法律学が当地でさらなる発展を遂げ、今度はその成果をわが国が逆輸入するという可能性を探ることは、ひとつの比較法のあり方として意義があるのでないか。また、韓国の立法活動は日本に比して非常に迅速であり積極的である。たとえば、韓国が国家戦略として推し進めているIT部門においても、先進的な法制度を有している。このような新しい法分野において既存の体系の下でいかなる法的基盤が形成されているのかは、同じ体系を有するわが国としても看過しがたい。

以上のようなことから、これまで比較法の欠缺を埋める程度のものと理解されがちであった韓国法研究は、大きな転換期を迎えるように感じられる。加えて、日韓法比較や日韓学术交流を通じて、近くで遠いと言われる2つの国の中に、深い相互理解に基づく搖るぎない絆を確立しうる日が来ることを願ってやまない。

（法学部講師：担当は民法Ⅱ）



中川敏宏

2年次学科選択～1期生の今

1年目の経過報告

法学部教務委員 樽見弘紀

2005年度からスタートした法学部「2年次学科選択制」の基本理念は「学生自らが主体的に学科を選ぶ」です。法学部での最初の1年で、法律学と政治学の基礎を学んだ学生は、入学時とは違った観点から自分の適性や好みを判断できる、という考え方方がこの制度の根底にあります。また、法律学科と政治学科とでは、履修科目の要件（しばり）が違うことから、自分の大学生活あるいは将来設計に合った学科を選ぶ、という学生も少なくありません。

とはいって、いかなる新制度にもスタート時の不安はつきもの。十分に検討を重ねてはきたものの、いずれかの学科に極端な希望の偏りが生じたりはしまいかと心配したのですが、結果を見る限り、心配は杞憂だったようです。1部と2部、それぞれの学部で、希望者の分布のブレはあらかじめ想定した範囲に収りました。

興味深いことに、法学部1部では希望者は多少法律学科に偏り、法学部2部のそれはわずかながら政治学科に偏っていました。

法律学科と政治学科のそもそも定員配分は1部は約3:2、2部は2:1ですが、学科選択後の最終的な配分数（選択・決定数）は、1部法律学科211名に対し1部政治学科107名、2部法律学科123名に対し2部政治学科70名となりました。

前述のように、1部では法律学科に希望がより多く集まったため、あらかじめ定められた成績要件に照らして、法律学科希望者の中から19名の学生を政治学科に振り分けました。政治学科は、この19名の学生と学科希望未提出者とを加えて107名としました。

これに対して、2部では政治学科の方に若干の希望超過がありました。学科希望の未提出者をすべて法律学科に加えることで人数の調整をはかり、上記のような数となりました。結果、2部では学科希望提出者の全員が希望の学科に入れたことになります。

比較的スムーズなスタートを切った観のある法学部「2年次学科選択制」も、（数の上では決して多くはないものの）学科希望の「未提出者」の発生をどのように理解し、どのような手立てを講じるべきか、等々のいくつかの課題が残されています。今後、学生の意見などに耳を傾けながら、さらに使い勝手がよく、実効性のある制度へと進化させていきたいと思います。

（法学部教授：担当は公共政策論）

新2年生に聞きました!

新2年生のうち419名は2年次履修用の演習の所属も決まり3ヶ月が過ぎました。うち50名の学生さんに、学科選択に関連していくつか聞いてみました。

1. 学科を選択した理由は?

- ①入門講義等を聞いて、興味をもったから
- ②ガイダンスを聞いて
- ③先輩から聞いて
- ④その学科が、就職に有利と考えたから
- ⑤なんとなく
- ⑥その他

法律学科1部生は①～⑥、2部生は①、④～⑥を選択しました。約半分が①「入門講義等～」に集中しました。①で特に興味をもった講義を2つまであげてもらったところ、1部では刑法I・刑事法入門・民法I・民事法入門が、2部では憲法I・刑法I・民法I・民事法入門・基礎演習があげられました。⑥「その他」では、「将来のことを見越して」「法学部に入ったからには法律を重点的に学ぼうと思ったので」「政治に興味をもたなかつたから」とありました。

政治学科1部生は法律学科同様にすべての項目を選択しましたが、特に①～③に集中しました。そのうち①「入門講義等～」であげられた講義は、地方自治入門・政治学入門でした。⑥「その他」は、「NPOについて学びたかったから」「もともと政治に興味があったから」というものでした。一方、2部生は②～⑥を選んでおり、⑥「その他」に注目すると、「以前のゼミ（法系）の先生に政治は答え自分で作り出す学問だと聞いて興味をもったから」「卒業要件が法律学科より楽だから」「法律が嫌いだったから」「教職と平行して単位をとるため」「公務員」など記載されていました。

2. 学科選択のための情報量は?

- 十分・ほぼ十分・ふつう・少し不足・著しく不足

両学科生とも「十分」「ほぼ十分」「ふつう」が大半でした。一方、「少し不足」「著しく不足」を選択した方に必要と考える情報を聞いたところ、「所属学科による学生の就職先の傾向等」（法律

学科I部）や「後期の政治学の授業が足りないよう思います」（政治学科I部）などをあげてくれました。

3. 学科選択後の満足度は?—予想していたものと比較して

- 満足・ほぼ満足・ふつう・少し不満・不満

「満足」「ほぼ満足」「ふつう」に集中したものの、数名は「少し不満」「不満」を選択しました。次の回答に理由があるかもしれません。

4. 現在の所属学科への希望

「全体的に話を進めるのが早い（授業中）」「専門科目が語学の講義等と多々かぶっていて取りたい講義が取れないのでもう少し考慮してほしい」「どちらもとれるのなら、学科はいらないのでは？」（以上、法律学科I部）、などや、「専門をかぶらないようにして欲しかったです」「授業が聞きとりにくいものが多い」（以上、政治学科I部）、「もう少し選べる講義数を増やしてほしい。1講しかとれない曜日もある」（政治学科II部）などが寄せされました。

ご協力いただいた皆さんに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

（文責：前田）

2005年度 学科選択スケジュール

時期	行事
4月初旬	年度初めガイダンス
9月中旬	学科選択ガイダンス
12月中旬	学科希望届け提出掲示
1月～2月上旬	志望学科届け配布期間
2月上旬	提出期限
3月上旬	所属学科発表

注:今年度のスケジュールはこれからアナウンスされます。
1年生は掲示に注意してください。

もっと知りたい

「法律学科と政治学科 —就職状況クローズアップ」

13号につづき、本号でも2005年度卒業生の進路状況を紹介します。道外も視野に入れた積極的な就職活動を期待しています。

05年度の特色

05年度における就職環境の特色として、景気の回復基調や団塊世代の大量定年退職、少子化問題等を反映して、首都圏企業を中心に積極的な採用を展開する動きが高まっています。厳しい経済環境が続いている北海道でも、金融・流通業界をはじめとした採用増の流れから中小企業の採用活動も活発化し、ここ数年と比較して就職希望者にとっては明るい状況で推移したといえます。

法学部の特色

法学部卒業生の業種別就職採用状況(05年度)を見ると、民間企業では、卸・小売業28%、サービス業18%、金融業14%、製造業7%等と他の文系学部とほぼ同じ内容となっています。こうしたなか、法学部卒業生の特徴は、公務員への就職比率が22%を占めています。他学部平均は5・6%です。本学は「公務員に強い大学」という評価が既に定着していますが、これは例年、現役合格者のうちの5割を占めている法学部生が公務員試験に強いということでもあります。

対人能力の重視

近年、民間・公務員を問わず大卒者の採用にあたっては、一般教養や専門知識とともに対人コミュニケーション能力などが重要視されてきています。このため、人物・人柄を知る上でグループディスカッションやディベート等を採用プロセスに取り入れるところが多くなっています。法学部生は、その論理的な思考と物事に臨機応変に取り組む姿勢によって、自分なりに納得できる結果を得られるのではないかと思います。

就職への心構え

来年度以降も、恵まれた就職環境の流れは続くと思われますが、採否は学生の志向・持ち味と個々の企業が求める資質・能力とのマッチングによりますから、誰にでも内定が出されるわけではありません。その意味で学生一人ひとりにとって、依然として就職環境は厳しいと考え、決して楽観視しないで就職に臨んでほしいと思います。

(文責：夏堀昇 就職課長)

◎2005年度 法学部就職状況 (2006年3月31日現在)

(単位:人)	法律 学科 I 部	法律 学科 II 部	法律 学科 計	政治 学科 I 部	政治 学科 II 部	政治 学科 計
卒業生	220	83	303	120	25	145
就職希望者	165	31	196	95	14	109
内定者	143	23	166	78	8	86
内定率(%)	86.7	74.2	84.7	82.1	57.1	78.9
公務員再受験	24	5	29	13	2	15
進学者	6	2	8	5	0	5
その他	7	3	10	1	0	1
動向不詳	18	42	60	6	9	15

注)卒業生=就職希望者+公務員再受験+進学者+その他+動向不詳

「ゼミナール担当教員による 就職個人面談」

これまで法学部では、2名の就職委員が就職登録済みの3年次学生全員を対象に個人面談を実施していましたが、2年前から、ゼミ担当教員が面談しています。そこで、横山教授から制度変更の理由を説明していただき、また、吉田教授には実際に面談を担当した感想を伺いました。

就職個人面談の実施について——横山純一

学生の就職を取り巻く環境は厳しい。ここ1~2年間では上向きとは言え、民間企業の正社員採用数は景気の動向や雇用の流動化を反映して低く抑えられる傾向にあります。

(構成：大西)

ます。公務員も、国や北海道の財政が厳しいことや行政改革が進む中、北海道開発局や北海道庁における大量採用は見込めないし、少子化などによって教員採用の状況も厳しい。そこで、学生の就職について、就職課と連携しながら、ゼミナール担当教員による就職個人面談を、2年前から実施してきました。

着実に就職活動をする学生については心配していません。就職部に相談にこない学生、就職登録もしない学生、就職意欲が乏しい学生などへの対応を強めようというのが、この面談実施の大きな目的です。日常的に接している教員による面談の場合、一般に学生は相談しやすく、また、一人一人の学習歴を踏まえた就職相談を実現できる可能性が高いため、就職意欲の喚起につながることが期待できます。実際、学生の評判は良好だし、大学での就職活動のスタートとなる就職登録者が増加しています。教員からも「面接によって学生の気持や実態が理解できた」などの意見があがっています。改善を重ねながら前に進めたいのですが、この面での教員の一層の意識改革も不可欠だと思います。

(法学部教授：担当は地方財政論)

就職個人面談の感想——吉田敏雄

ゼミ担当教員による面談制度の発足に当たって、学生時代に就職活動をした経験もなく、また、現在、学生に就職先を紹介できるほどの特定企業との繋がりをもつわけでもない一介の大学教員にとって、学生との就職面談でできることは何だろうかと、沈思黙考してみました。私なりの結論は、本人の希望が強固なものか、それを実現するのにどうしたらよいか、強固でないとしたら、他の選択肢にどのようなものがあるか、それについて、私なりの経験から、助言をすることでした。今のところ、その効果を計る術をもっていませんが、多少のお役に立っているのではと思っています。なお、副次的ではありますが、最近の学生の考え方を知る機会としても大変有益でした。

(法学部教授：担当は刑法)

学生と教員、それぞれに変化が生じたようです。全体として、就職状況の改善に繋がることを願っています。

(構成：大西)

法科大学院 入試状況と近況報告

法科大学院の今年度の入試状況をお知らせし、また、新入生1名、2年生2名からの近況報告を紹介します。

(構成：大西)

2006年度入試状況

法科大学院の2006年度入試は、昨年の10月29日・30日(A日程)と今年の2月25日・26日(B日程)に、札幌と東京の2会場で行われました。志願者数などの数字は別表の通りです。合格判定は、適性試験(200点)・小論文(200点)・書類審査(100点)の合計点で行われましたが、合格最低点は306点(A日程)、343点(B日程)となりました。合格者のうち本学出身者は5名で、昨年度(3名)よりも若干増加しています。また、既修者認定試験は、民事法(200点)・公法(160点)・刑法(120点)の合計が240点(50%)以上を合格としました。

なお、現在の在学生は、標準課程1年次21名(留年生2名を含む)、同2年次19名(今年度既修者合格5名を含む)、長期履修課程1年次10名(留年生1名を含む)、同2年次2名の総数52名となってています。

(文責：丸山治・法科大学院教授)



白崎修一

法務研究科1年(長期履修未修者コース)
釧路湖陵高校、弘前大学医学部出身
麻酔科医

医療に対する社会の認識が変わってきた現状を踏まえ、医師サイドにも法的な知識が必要になってきたのではないかと感じ、私は法曹にチャレンジすることを決心しました。仕事もあるので毎日のスケジュールはハードです。でも、もともと違う分野に挑戦するのが好きなんですね。宇宙飛行士試験に挑戦した経験もありますが、その時と同様、今は刺激的で楽しい毎日です。今回は人生最後のチャレンジだと思っています。



古城正俊

法務研究科2年(標準未修者コース)
札幌南高校、
北海学園大学法学院1部法律学科出身

法科大学院入学後、生活はガラリと変わり、朝9時に大学へ行き、帰るのは夜11時、1日2コマの授業以外は自習室で勉強という、まさに勉強漬けの毎日です。法曹を目指そうと思ったのは、法律で人を助け、紛争を解決する仕事に興味があったからです。法曹の仕事、それ自体が人と違う生き方を選択することになり、面白そうだなと。このハードな生活も貴重な人生経験。今はまだまだ頑張れるかな、という感じです。



渡邊美都

法務研究科2年(標準未修者コース)
函館白百合学園高校、
小樽商科大学商学部企業法学科出身

法科大学院は常に自分の頭で考え、自分の言葉に置き換えて理解することが求められる双方向授業なので、予習復習は少しも手を抜けません。この大学院を選んでよかったと思うのは、同じ志の仲間に支えられながら一緒に勉強できること、先生方が親身になってきめ細かな指導してくれることです。また、授業や学習環境などに対する要望は先生方や事務の方々が必ず検討してくれます。司法試験まであと2年。とにかく焦らずやっていこうと思います。

◎2006年度 入試結果

日 程	A日程			B日程		
	未修者	既修者	合 計	未修者	既修者	合 計
志願者	標準課程	50	16	66	26	8
	長期課程	17	4	21	5	1
	総 計	67	20	87	31	9
合格者	標準課程	16	6	22	8	1
	長期課程	8	0	8	1	0
	総 計	24	6	30	9	1
手続者	標準課程	13	4	17	6	1
	長期課程	8	0	8	1	0
	総 計	21	4	25	7	1

*志願者数には、未修者・既修者の併願者がA日程に17名、B日程に8名含まれています。

法学部 第12回 市民公開講座

「小泉政権と民主政治の行方」

今年9月の自民党総裁選をへると、おそらくは小泉首相の退陣となって日本の政治は次の局面に移っていくと思われます。した見通しの中で、今、マスメディアを中心に、小泉政権五カ年の検証がはじまっています。そこで、私どもも、市民の立場から、ただしマスメディアとは違って、時間的にも空間的にも少し幅を大きめにとって、考えてみたいと思います。なにかにつけてメディアに訴える手法は民意の尊重か、誘導か、改革政治は何を実現し、何を失わせたのか、その外交は私たちをどこに導いているのか、ザッとこういった流れで検証していくつもりです。

●日程

2006年11月11日(土)～12月9日(土)
毎週土曜日 13:00～14:30 全5回

[第1回] 11月11日(土)

「小泉劇場」と国政選挙

～スタイル・メディア・国民～

講 師:山本佐門(法学部教授)

討論者:中村敏子(法学部教授)

[第2回] 11月18日(土)

「構造改革」と「格差社会」

講 師:森 啓(法学部教授)

討論者:樽見弘紀(法学部教授)

[第3回] 11月25日(土)

「構造改革」「分権化」と「道州制」

講 師:横山純一(法学部教授)

討論者:佐藤克廣(法学部教授)

[第4回] 12月2日(土)

英米・アジア・国連と小泉外交

講 師:若月秀和(法学部講師)

討論者:韓永學(法学部講師)

[第5回] 12月9日(土)

欧州の内政・外交動向と小泉政治

講 師:田口 晃(法学部教授)

討論者:本田 宏(法学部助教授)

●会場

北海学園大学6号館 C30番教室

●お申し込み期間・方法

◎10月23日(月)～11月4日(土)まで
北海学園大学法学部事務室まで
お申し込みください。

TEL:011-841-1161(2223・2227)
FAX:011-824-7729

2007年度 法学部各種入試一覧

課題小論文 特別入学試験

募集人員:2部法学部 30名

出願期間:2006年11月1日(水)から
[郵送]12日(日) 消印有効
[窓口]13日(月) 16時締切

試験日:2006年11月26日(日)

社会人特別入学試験

● I期(面接)

募集人員:2部法学部 20名

出願期間:2006年11月1日(水)から
[郵送]12日(日) 消印有効
[窓口]13日(月) 16時締切

試験日:2006年11月26日(日)

● II期(面接・小論文)

募集人員:2部法学部 面接 20名 小論文 14名

出願期間:2007年2月19日(月)から
[郵送]26日(月) 消印有効
[窓口]28日(水) 16時締切

試験日:2007年3月3日(土)

*課題小論文・社会人特別入試ともに、法学部
1年次入学試験は、学部単位の募集になります。
学科(法律・政治)は1年次末に決定します。

法学部編入学 (3年次編入)試験

募集人員:1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部法律学科 若干名

2部政治学科 若干名

● I期(一般・推薦)

出願期間:2006年10月2日(月)～13日(金)

試験日:2006年10月28日(土)

● II期(一般)

出願期間:2007年1月22日(月)～2月2日(金)

試験日:2007年2月24日(土)

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは下記までお願ひいたします。

[お問い合わせ先] 北海学園大学法学部事務室

TEL:011-841-1161(2223・2226、法科入試 2420・2422) FAX:011-824-7729

大学院法学研究科 入学試験

●修士課程

募集人員:法律学専攻 7名
政治学専攻 5名

[I期] (一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

出願期間:2006年9月14日(木)～25日(月)
試験日:2006年10月18日(水)

[II期] (一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

出願期間:2007年1月10日(水)～18日(木)
試験日:2007年2月16日(金)

●博士(後期)課程

募集人員:法律学専攻 2名
政治学専攻 2名

(一般・社会人特例選抜入試)

法律学専攻・政治学専攻

出願期間:2007年1月10日(水)～18日(木)
試験日:2007年2月17日(土)

法科大学院(法務研究科) 入学試験

●A日程

出願期間:2006年10月2日(月)～16日(月)

試験日:2006年10月28日(土)

小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修者)

試験日:2006年10月29日(日)

法学既修者認定試験、面接試験(法学未修者)

●B日程

出願期間:2007年2月1日(木)～15日(木)

試験日:2007年2月24日(土)

小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修者)

試験日:2007年2月25日(日)

法学既修者認定試験、面接試験(法学未修者)

2006年度学部報委員:大西有二・鈴木 光・前田輪音